

住宅リフォーム費用の補助（第1回募集）

問合せ 建築指導課 ☎9191

市内の建築関連業者により、住宅のリフォームを行う場合、費用の一部を補助します。

対象となる住宅

- ・一戸建ての住宅または併用住宅（住宅部分が2分の1以上）
- ・マンションなどの共同住宅の住戸

対象となる工事

- ・市内の建築関連業者が工事する住宅のリフォーム（修繕、補修、増改築など）であること

・リフォームに要する費用（消費税を除く）が30万円以上であること

・補助金交付決定後、工事着手し、平成26年2月末までに工事完了するもの

申込資格

- ・市内に居住、または居住しようとする住宅を所有する個人
- ・市内に住所があり、市税などを滞納していないこと
- ・本事業の補助金の交付を受けて

いないこと

事業費（今回分）250万円

※補助金交付は事業費の範囲内で行うため、申込多数の場合抽選

補助内容

- ・補助金は、住宅のリフォームに要する費用（消費税除く）の10%に相当する額（千円未満切り捨て）で1件当たり20万円が上限

申込用紙配布時期・配布場所

- ・6月3日(月)～7月17日(水)

・市役所6階建築指導課および各支所建設担当で配布。また、市のホームページからダウンロード可

受付期間 7月3日(水)～17日(水)

受付場所 市役所6階建築指導課 および各支所建設担当

※詳しくは建築指導課へお問い合わせください。今年度は、2回の募集を予定。第2回目の受け付けは11月ごろです

木造住宅の耐震改修工事費の補助

問合せ 建築指導課 ☎9191

木造住宅の所有者などに対し、耐震改修工事費の一部を補助します。また、この工事と併せて住宅リフォームを行う場合は補助の上乗せがあります。

対象となる建物

- ・昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の住宅などを構造評点が1・0以上となるように改修工事を行うこと
- ・補助金交付決定後に工事着手し平成26年2月末までに工事完了するものであること

募集戸数 10戸（先着順）

補助内容

- ・補助額は、耐震改修工事に要する経費の23%に相当する額で1件当たり30万円を上限。併せて住宅リフォーム（30万円以上）を行う場合には、要する経費の10%に相当する額で1件当たり20万円を上限として上乗せ

受付期間 6月3日(月)～10月31日(木)

申込用紙配布・受付場所 市役所6階建築指導課

※詳細は問い合わせください

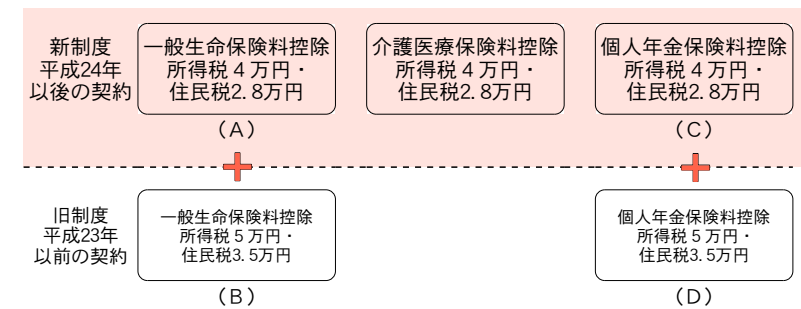
平成25年度から適用される個人住民税（市県民税）の税制改正

問合せ 課税課 ☎9113

生命保険料控除の制度が変わりました

改正後の生命保険料控除の限度額

全体の適用限度額 所得税12万円・住民税7万円



(A) + (B) および (C) + (D) の場合の適用限度額は、所得税4万円、住民税2.8万円
 ※平成24年1月1日以後に更新または特約を追加したのもも新契約に含まず

新契約に係る控除額

支払保険料の金額	生命保険料控除額
12,000円以下	支払保険料の金額
12,000円超32,000円以下	支払保険料の金額×2分の1×6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料の金額×4分の1×14,000円
56,000円超	28,000円

旧契約に係る控除額

支払保険料の金額	生命保険料控除額
15,000円以下	支払保険料の金額
15,000円超40,000円以下	支払保険料の金額×2分の1×7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料の金額×4分の1×17,500円
70,000円超	35,000円

平成26年4月1日採用予定の廿日市市職員を募集します

問合せ 行政事務Ⅰ、Ⅱ・技術（土木、建築）・保健師・保育士について 人事課 ☎9124
 消防本部総務課 ☎9231

募集要項

区分	職種	採用予定数	受験資格 (いずれも学歴は問いません)	受験案内の 配布開始日	受験申込書 の受付期間	第1次 試験日
前期試験	行政事務Ⅰ (大学卒業程度)	12人程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人	6月3日(月)	6月3日(月) ～24日(月)	7月28日(日)
	技術(土木) (大学卒業程度)	4人程度	昭和53年4月2日以降に生まれた人		インターネットによる申込受付期間 6月3日(月) ～17日(月)	
	技術(建築) (大学卒業程度)	1人程度				
	保健師	1人程度	昭和53年4月2日以降に生まれた人で資格を有する人 (平成26年4月1日までに資格を取得する見込みの人を含む)			
後期試験	行政事務Ⅱ (高校卒業程度)	1人程度	平成4年4月2日以降に生まれた人	8月1日(日)	8月1日(日) ～23日(金)	9月22日(日)
	保育士	7人程度	昭和53年4月2日以降に生まれた人で資格を有する人 (平成26年4月1日までに資格を取得する見込みの人を含む)		インターネットによる申込受付期間 8月1日(日) ～15日(日)	
	消防	3人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人			

試験会場 前期 広島工業大学（広島市佐伯区三宅二丁目1-1）
 後期 山陽女学園（廿日市市佐方本町1番1号）

受験案内・申込書の入手方法

- ①次の場所で配布しています。
 市役所1階記載案内、3階人事課、あいプラザ、各支所地域づくりグループ、消防本部総務課、市内各消防署、市内各市民センター。
- ②市ホームページからダウンロードできます。
 印刷して使用してください。

③郵便により請求できます。
 手続きなど詳細は問い合わせください。

受験申し込みの手続き

必要事項を記入した申込書を、市役所3階人事課まで持参または郵送で提出してください。
 また、インターネット上での直接申込み（電子申請）もできます。詳細については、受験案内および市ホームページで確認してください。

児童手当は、6月中に現況届の提出が必要です

問合せ 児童課 ☎9153

現況届の用紙は6月上旬に郵送する予定です。5月時点で既に手当を受給している人は、6月末までに現況届の提出が必要です。

現況届は、毎年6月1

日の状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりまので、注意してください。

ただし、5月に新たに児童手当の申請をして6月分から支給開始となる人や、5月31日までに転出などにより資格喪失となった人は提出は不要です。

なお、平成25年1月2日以降に転入された人は平成25年度（平成24年中）所得証明書が必要です。（平成25年1月1日現在の住民登録地の市区町村で発行）

申請受付窓口
 申請は郵便のほか、市役所1階児童課および各支所市民福祉グループでも受け付けます。

介護保険負担の軽減

問合せ 高齢介護課 ☎9155

負担軽減
 介護保険施設（ショートステイを含む）に入所

した際には、介護サービスとは別に居住費・食費が必要です。一定の条件を満たす人には、この居住費・食費が軽減される制度があります。

対象者 市民税非課税世帯の個人が対象です。

※所得に応じて軽減を受けることができます

※認定を受けるためには、市への申請が必要です

※現在、負担の軽減を受けている人も、毎年7月に更新の手続きが必要で